栃木県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、 監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5 (2023) 年12月8日

 栃木県監査委員
 森
 澤
 隆

 同
 鎌
 形
 俊
 之

 同
 阿
 部
 寿
 一

 同
 白
 石
 資
 隆

監査の結果の措置状況

(指摘事項)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果	講じた措置
那須学園	令和5 (2023)年 6月1日	下水道中継槽保守点検業務委託 契約において、令和3年8月にプール棟西中継ポンプ槽制御盤扉の 破損について、雨での浸水による 漏電や故障等の危険があることか ら、速やかに修理が必要との報告 を受けたが、業者による応急処置 がなされたこと等を理由として、 修理のための予算要求等の具体的 な措置を講じずに放置していたも のがあった。	今般の指摘に至る要因は、業者が実施した応急処置により当面の安全性には問題はないと判断し、適切な対応を取らなかったことによるものです。対象設備については、令和5年6月7日に修繕を完了しました。なお、このほかに同様の案件はありませんでした。今後は、業者からの報告等があった場合は複数人で現場の状況を確認するようにし、指摘されたことは速やかに対応するよう徹底します。また、設備上の不具合を見つけた職員は速やかに担当者へ情報提供するよう周知することとし、所属内で情報を共有し、再発防止と安全管理を徹底するよう努めます。
教育政策課	令和5 (2023)年 8月25日	借入物品について、賃貸借契約 終了に伴い、設置した学校に対し 保有数量等を調査したところ、複 数の学校において紛失しているこ とが判明し、紛失した物品につい て買取りを行っていた。そのため、 保有数量等を定期的に学校から報 告させるなど、借入物品の確認方 法を早期に見直し、再発防止を徹 底する必要があるにもかかわら ず、見直し等を行っていなかった。 また、今回の紛失事案を受け、関係	指摘事項となった原因は、各県立学校における物品管理体制の不備や管理意識の不足及び教育委員会事務局における履行確認方法に不備があったものと考えられます。また、他のリース契約を点検した結果、一部の学校において同様の紛失が確認されました。 再発防止策として、履行確認方法の見直しを行い、機器を使用する部屋ごとに管理責任者を設置し、毎月、各管理責任者が作成する履行確認表を事

する学校への注意喚起も行われて おらず、実効性のある再発防止策 がとられていなかった。

今後は、適切な物品管理体制の 構築に努められたい。 務長が取りまとめ、全体の管理責任者 である校長が確認の上、教育委員会事 務局へ報告する形に改めました。

あわせて、共有で使用する機器を持ち出す際は、借入物品使用簿による管理を徹底するとともに、使用場所が決まっているパソコン等についてはセキュリティワイヤにより固定するなど物理的な紛失防止策を行います。

上記再発防止策については、各県立 学校長に対し、令和5年10月11日付 け教育次長通知を送付したほか、同月 に行われた県立学校長会議、県立学校 教頭事務連絡会及び県立学校事務長 研修会において、適切な物品管理の注 意喚起を行いました。

さらに、より一層の物品管理の徹底 を図るため、他の実地検査などに併せ て、教育政策課による現地での機器の 確認を行うこととしました。

(検討事項)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果	講じた措置
教育政策課	令和5 (2023)年 8月25日	県立学校事務における教職員の 給与等庶務経理事務は業務が複雑	県立学校への行政職の配置につい ては、給与等庶務経理事務に精通した
		であり、システム化がなされてい ないことに加え、近年は県立学校 事務における給与等庶務経理事務	人材の確保に努めてきたところですが、平成25年度に知事部局に総務事務センターが設置され、給与等庶務事
		に精通した人材の不足により内部 統制機能が脆弱化し、監査におけ る指摘・注意事項等の件数は高止	務に詳しい人材が減少傾向にあり、最 近では給与等庶務経理事務の経験の ない職員の配置が増えています。
		まりの状況が続いている。 こうした現状を改善するため、	また、教職員の給与・旅費及び服務 等の業務は、システム化されておら
		給与等庶務経理事務のシステム化 や集約化等によるチェック機能の 強化を図る必要があることから、	ず、現在でも紙ベースで事務処理を行っています。 これらの課題の根本的な解決には、
		知事部局の総務事務センターへの 業務集約に加え、給与等庶務経理 事務に精通した人材から成るチェ	給与・旅費及び服務事務のシステム化 を図るなど大幅な事務処理体制の見 直しを行う必要があります。このた
		ック機関の新規創設等、教育委員	め、教育委員会事務局内にワーキング

会における事務処理体制の見による業務の適正化及び効率 ついて、関係部局等とも連携 対応を検討されたい。	
---	--